

デマンド診断事業（無料）

先着
2件

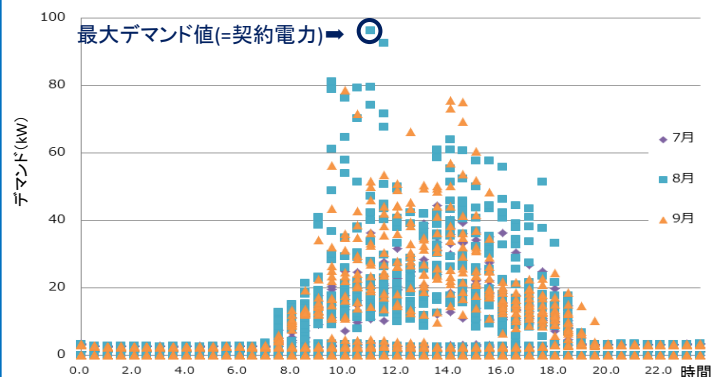


デマンド監視装置を設置しているけれど、うまく活用できていない...

デマンドの推移を分析して、デマンド対策を検討したい！

契約電力(デマンド値)の低減につながる省エネ・節電について、無料でご提案します！

既設のデマンド監視装置に蓄積されているデマンドデータを、下図のように見える化することで、どのタイミングで最大デマンドが発生したか、わかります。



アドバイス事例（オール電化の保育園）

（平成28年度 省エネ・節電アドバイザー派遣事業）

調理室に、消費電力の大きい電気式給湯器が2台あり、同時起動時に最大デマンドが発生していたため、分散して起動することや、2台稼働時には冷房の設定温度を調節すること等をご提案。

御社の実情に合わせたご提案をいたします！！

対象事業所

- ☐ デマンド監視装置を設置している、または設置※すること。
- ☐ 堺市内の事業所であること。
- ☐ 高圧受電契約の事業所であること。
- ☐ 直近1年間の最大デマンド値（契約電力）が夏季（7～9月）又は冬季（12～2月）であること。

※デマンド監視装置の設置費用等は、事業者負担です。

事業の主なながれ

申込 → 現地調査（注） → デマンドデータ分析 → デマンド対策アドバイス

アドバイス実施回数、提案数は、事業所によって異なります。デマンド分析・提案など全て、本市職員が実施します。

（注）現地調査の結果、本事業の実施を見送らせていただく場合がございます。

（注）アドバイスの内容、そのアドバイスに基づいて実施した取組について堺市HP等に掲載します。

問合せ先・申込先；環境エネルギー課

TEL 072-228-7548 FAX 072-228-7063

電子メール kanene@city.sakai.lg.jp



申込日	令和 年 月 日
会社名（工場名称）	
申込担当者 所属 役職・氏名	
TEL	
FAX	
E-mail	
事業所の所在地	堺市 区
事業内容	業種： 主要事業：
最大デマンド値・時期	kW・ 月

（暴力団排除に関する誓約事項）

1 暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

2 堺市暴力団排除条例に基づき、申込内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申込者の住所、氏名等申込書に記載されている情報を提供されることに同意します。